

北名古屋市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和6年7月16日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 井上一男

6北危第79号

令和6年7月9日

北名古屋市監査委員 吉野修進様

北名古屋市監査委員 井上一男様

北名古屋市長 太田考則

(公印省略)

随時監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和6年6月28日付け6北監第32号で随時監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<危機管理課>

1 【指摘事項】

- (1) 防災備蓄品及び防災資機材について、台帳と現物が一致しないものがあつた。移動や増減があつた場合は、台帳への反映を適切に実施されたい。
- (2) 備品シールが適正に貼付されていない物品が見受けられた。備品を適切に管理するため、備品登録の状況が明確になるよう措置されたい。
- (3) 積み上げられた防災備品等のさらに奥に保管されているものがあり、確認や取り出しが困難なものがあつた。保管できる場所に限りがある状況だが、確認及び取り出しが容易にできる配置を検討されたい。

2 【措置状況】

- (1) 指摘事項については、今後、防災備蓄品および防災資機材について、移動や増減があつた場合は、台帳への反映を適切に実施します。
- (2) 指摘事項については、今後、備品シールについては、当該備品に適切に添付します。なお、添付が難しい物品につきましては、台帳に備品シールを添付し、備品登録状況が明確になるように努めます。
- (3) 指摘事項については、今後、各保管場所の物品の配置場所について見直しを検討します。

3 【監査委員意見】

緊急時において防災備蓄品及び防災資機材を最大限に有効活用するため、台帳の正確な整理と保管場所の定期的な点検を継続するとともに、保管場所内の整理整頓に努められたい。

4 【措置状況】

今後、台帳の整理及び保管場所の定期的な点検を実施するとともに、保管場所内の整理整頓に努めます。